

第78期

定時株主総会招集ご通知

日 時

2025年6月27日（金曜日）午前10時

場 所

東京都品川区西五反田2丁目14番9号
当社東京本社 3階ホール

決議事項

- 第1号議案 取締役5名選任の件
第2号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）の継続の件

株主総会ご出席の株主様へのお土産をご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。

目 次

第78期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	21
計算書類	33
監査報告書	41
株主総会参考書類	47

(証券コード8118)

2025年6月6日

株 主 各 位

京都市下京区東塩小路高倉町2番の1

株式会社 **キング**

代表取締役社長 長 島 希 吉

第78期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第78期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.king-group.co.jp/ir/agm.html>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトへアクセスいただき、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」 「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、インターネット等または書面により議決権を行使することができませんので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月26日（木曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都品川区西五反田2丁目14番9号 当社東京本社 3階ホール

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第78期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
2. 第78期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

取締役5名選任の件

第2号議案

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）の継続の件

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を掲載した書面をお送りいたします。
- ◎株主総会の運営について重要な変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2025年6月27日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）午後6時00分入力完了分まで

書面（郵送）で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）午後6時00分到着分まで

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

※ インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

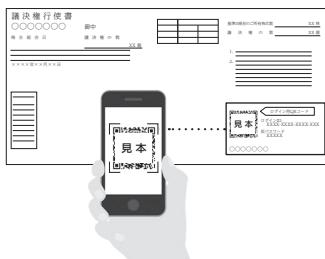
※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

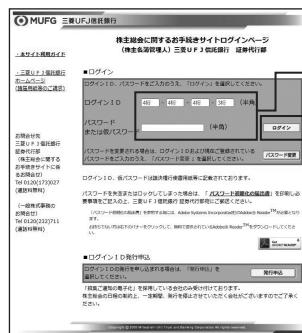


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の増加等により、緩やかな景気回復の兆しが見られましたが、物価上昇による消費マインドの低迷や米国新政権の政策動向等、不安定な国際情勢が影響し、依然として景気の先行きは不透明な状況で推移致しました。

当アパレル・ファッション業界におきましても、相次ぐ物価上昇から消費者の生活防衛意識が一層強まる状況下において衣料品に対する節約志向は根強く、非常に厳しい経営環境が続いております。

このような環境のもと、当社グループでは、お客様にご納得いただける「強いものづくり」を変わらぬ基軸とし、「上等・上質＝プレミアム」に強くこだわった付加価値の高い商品力の徹底追求と高品質・高感度な商品づくりに注力すると共に、「売上高の拡大」を最重要課題として、徹底した新規開発の強化と既存ショップの売上拡大、収益性を重視した諸施策の実施に加え、2024年秋冬シーズンから新ブランド「LETICIA（レティシア）」を展開し、さらに2025年秋冬シーズンに向けたレディスブランド「pierre cardin（ピエール・カルダン）」を立ち上げました。

また、SNSやWebサイト、LINE等を活用したお客様とのコミュニケーション強化に注力し、店頭運営力の更なる向上を図ると共に、固定費を中心とした諸経費の削減や生産管理機能の強化にも努めてまいりました。

その結果、売上高は81億57百万円（前期比4.6%減少）、営業利益は8億64百万円（前期比12.9%減少）、経常利益は9億55百万円（前期比9.9%減少）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は7億33百万円（前期比37.5%増加）となりました。

事業セグメント別の状況は、以下のとおりであります。

アパレル事業

「上等・上質＝プレミアム」に強くこだわった付加価値の高い商品力の徹底追求と高品質・高感度な商品づくりに注力し、「売上高の拡大」を最重要課題として、徹底した新規開発の強化と既存ショップの売上拡大、収益性を重視した諸施策の実施に加え、2024年秋冬シーズンから新ブランド「LETICIA（レティシア）」を展開し、さらにSNSやWebサイト、LINE等を活用したお客様とのコミュニケーション強化に取り組んでまいりました。

しかしながら、物価の上昇を背景に衣料品に対する節約志向は継続しており、売上高は63億71百万円（前期比6.6%減少）、営業利益は45百万円（前期比77.0%減少）となりました。

テキスタイル事業

企画提案型ビジネススタイルの更なる進化を目指して次世代人材を育成しつつ、既存主力先の深耕化と次期主力先の開発強化および諸経費の削減に取り組むと共に、引き続き「意匠力・提案力・対応力」をベースに企画提案型テキスタイルコンバーターとしての競争力の強化に努めてまいりました。

その結果、売上高は8億2百万円（前期比5.3%増加）、営業利益は60百万円（前期比3.6%増加）となりました。

エステート事業

東京・京都・大阪の各不動産の賃貸事業につきましては、引き続き所有資産の更なる有効活用に努めました結果、売上高は9億82百万円（前期比1.6%増加）、営業利益は7億66百万円（前期比3.0%増加）となりました。

（企業集団の事業セグメント別売上高）

区 分	第 77 期 2023年4月～2024年3月		第 78 期 (当連結会計年度) 2024年4月～2025年3月		前期比増減率
	売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比	
ア パ レ ル	6,819百万円	79.8%	6,371百万円	78.1%	△6.6%
テ キ ス タ イ ル	762	8.9	802	9.8	5.3
エ ス テ ー ト	967	11.3	982	12.1	1.6
合 計	8,548	100.0	8,157	100.0	△4.6

(2) 設備投資の状況

当社グループの当連結会計年度における設備投資の総額は3億22百万円で、主に店頭内装設備の取得によるものであります。

なお、営業活動に重大な影響を与えるような固定資産の売却・撤去等はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、特記すべき資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、国内景気は緩やかに回復することが期待されますものの、依然として物価上昇による節約志向が継続している上に、不安定な国際情勢と相俟って先行き不透明感による消費マインドは低迷しており、予断を許さない経営環境が続くものと予想されます。

このような環境のもと、当社グループでは、お客様にご納得いただける「強いものづくり」を変わらぬ基軸とし、「上質・上等＝プレミアム」に強くこだわった独自性のある高付加価値商品の徹底追求と高品質・高感度な商品づくりに注力してまいります。

また、「売上高の拡大」を最重要課題として、パートナーショップの新規開発を継続すると共に、既存ショップの売上拡大に向けた諸施策の実施、新たなレディースブランド「pierre cardin（ピエール・カルダン）」の展開に加え、徹底した在庫コントロール及びプロパー販売強化等によって収益性の改善に努めてまいります。

さらに、SNSやWebサイト、LINE等を活用したお客様とのコミュニケーション強化によって店頭運営力の更なる向上を図ると共に、固定費を中心とした諸経費の削減や生産管理機能の強化に努め、科学（構造式）と感性（創造力）を進化させた「創造と変革」の融合によって継続的、安定的に質の高い事業構造を目指すべく、全力を傾注する所存であります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第 75 期	第 76 期	第 77 期	第 78 期
		2021年4月～ 2022年3月	2022年4月～ 2023年3月	2023年4月～ 2024年3月	(当連結会計年度) 2024年4月～ 2025年3月
売 上 高(百万円)		8,050	8,422	8,548	8,157
経 常 利 益(百万円)		726	1,129	1,060	955
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)		422	755	533	733
1株当たり当期純利益 (円)		23.63	45.34	33.02	45.88
総 資 産(百万円)		24,263	24,608	25,604	25,717
純 資 産(百万円)		21,073	21,084	21,905	22,475

(注) 第78期（当連結会計年度）の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社 ポ ー ン	10百万円	100.0%	テキスタイルの卸売
株式会社 エ ス 企 画	10	100.0	アパレル用附属品・販促資材の卸売
株式会社 キングアパレルサポート	10	100.0	企画・販売並びに事務業務の代行等

(注) 1. 当社の連結子会社は上記3社であり、持分法適用会社はありません。
2. 株式会社プリマは2024年9月30日を以て清算終了しております。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、アパレル（レディースアパレル、ファッショングッズ等）、テキスタイル（プリント服地、無地先染服地）の卸売販売及び不動産賃貸事業を行っております。アパレル及びテキスタイルの製造については、当社グループの商品企画に基づき協力メーカー（一部商社経由）に生産を依頼し、それを仕入れております。

(8) 主要な事業所等

会社名	区分	名称	所在地
株式会社 キング	当社	東京本社	東京都品川区
		大阪店	大阪府吹田市
		京都本店 (登記上の本店)	京都府京都市
株式会社 ポーン	子会社	本社(渋谷店)	東京都渋谷区
株式会社 エス企画	子会社	本社(東京本社)	東京都品川区
株式会社 キングアパレルサポート	子会社	本社(東京本社)	東京都品川区

(注) 名称の()内はグループ内における店舗名称であります。

(9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
148名	5名減	48.7才	14.7年

(注) 上記の他に期中平均56名の臨時従業員(店頭販売員等)を雇用しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社 三菱UFJ銀行	280百万円
株式会社 京都銀行	100百万円

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 95,572,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 24,771,561株 |
| (3) 株主数 | 2,452名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
キング共栄会	1,170千株	7.32%
一般財団法人 山田育英財団	1,152	7.20
株式会社 中央倉庫	1,014	6.34
LNS MANAGEMENT PTE.LTD	845	5.29
有限会社 ワイ・エンタープライズ	800	5.00
株式会社 三菱UFJ銀行	750	4.69
山田幸雄	741	4.63
株式会社 京都銀行	740	4.63
大同生命保険 株式会社	600	3.75
立花証券 株式会社	577	3.61

(注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。

2. 当社は、自己株式8,775千株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 譲渡制限付株式報酬制度の対象者への割当てにより、自己株式は28千株減少しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、2024年6月27日開催の当社定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、同年7月9日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年8月8日付で取締役（社外取締役を除く）3名に対し自己株式19千株の処分を行っております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長CEO	山 田 幸 雄	
代表取締役社長COO	長 島 希 吉	アパレル事業本部長
取 締 役 専 務 執 行 役 員	四 反 田 孝	企画部門管掌 兼 東京本社店長
取 締 役	澤 田 眞 治 郎	
取 締 役	藤 井 卓 也	CPグループ 正大光明集团有限公司上級顧問
常 勤 監 査 役	坂 入 吾 一	
監 査 役	平 居 新 司 郎	公認会計士 平居公認会計士事務所所長
監 査 役	浅 見 雄 輔	弁護士 あさみ法律事務所パートナー

- (注) 1. 取締役 澤田眞治郎氏、藤井卓也氏は、社外取締役であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役 平居新司郎氏、浅見雄輔氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 平居新司郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 浅見雄輔氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務全般に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 2024年6月27日開催の当社定時株主総会終結の時をもって、取締役 石井修二氏は任期満了により退任いたしました。
6. 2024年6月27日開催の当社定時株主総会終結の時をもって、監査役 苗村尚志氏は辞任により退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	非金銭報酬等	
取 締 役	159	130	15	4	9	6
監 査 役	23	23	—	—	—	4
合 計 (社外役員)	182 (22)	153 (22)	15 (-)	4 (-)	9 (-)	10 (4)

- (注) 1. 上記には、2024年6月27日開催の当社定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、監査役1名を含んでおります。
2. 非金銭報酬等の内容は当社株式であり、割当ての際の条件等は「① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針」とおりであります。

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的とし、固定報酬としての基本報酬に加え、業績連動報酬として短期インセンティブ報酬である業績賞与、中長期インセンティブ報酬である譲渡制限付株式報酬で構成しており、監督機能を担う社外取締役については、その職務を鑑み、基本報酬のみとしております。

監査役の報酬等の額については、固定報酬（基本報酬）のみとしております。

当社の役員の報酬等の額は、2007年6月28日開催の当社定時株主総会において承認された限度額（取締役の報酬額 年額240百万円、監査役の報酬額 年額45百万円）の範囲内で合理的な報酬額を決定することを基本方針としており、決議時における取締役の員数は7名、監査役の員数は4名であります。

なお、当社は2024年6月27日開催の当社定時株主総会において、上記報酬枠とは別枠で、譲渡制限付株式報酬の額として年額50百万円以内（株式数の上限70千株以内）と決議されており、決議時における対象取締役の員数は3名であります。

(基本報酬)

当社の役員の基本報酬は、月例の固定報酬とし、取締役及び監査役それぞれの担当役割、職位、個人別の目標達成度に対する評価等を総合的に勘案した設計にて決定しております。

(業績賞与)

業績連動報酬である業績賞与は、連結営業利益目標の達成度合いに応じて支給することを基本方針とし、業績や経営環境を勘案した上で個人の職位・職務に応じた業績目標達成への貢献度の評価に基づく業績連動報酬として業績賞与を決定し、毎年、一定の時期に支給しております。

取締役の個人別の報酬額については、取締役の各役位別取締役の基本報酬を基準として算定した額を取締役会の一任を得た代表取締役会長の山田幸雄と代表取締役社長の長島希吉が社外取締役との協議結果を踏まえて決定しております。

なお、これらの権限を代表取締役に委任した理由は、代表取締役が当社を取り巻く経営環境を熟知しており、会社全体の業務を俯瞰しつつ、総合的な視点から各取締役の報酬額を決定できると判断したためであります。

(譲渡制限付株式報酬)

譲渡制限付株式報酬は、前事業年度の業績目標達成率等を評価基準として設定し、各役位別取締役の基本月額報酬をベースとした基本基準額により付与株式数を算定することとしており、具体的な支給時期等については取締役会にて決定しております。

但し、選任された定時株主総会終結の後から最初に到来する定時株主総会の終結の時までに当社の取締役を退任した場合には、正当と認める理由がある場合を除き、付与した譲渡制限付株式の全てを会社が無償取得することとしております。

取締役の報酬の構成割合については、当社の経営戦略、事業環境、職責、インセンティブ報酬の目標達成度等を総合的に勘案して適切に設定しております。

② 決定方法

取締役の報酬につきましては、中期経営計画及び単年度業績計画の達成状況及び経営内容、経済情勢等を総合的に考慮した上で審議プロセスの客観性、透明性を高めるために社外取締役との協議結果を踏まえて、株主総会で決議された総額の範囲内で取締役会にて決定しております。

また、監査役の報酬につきましては、株主総会で決議された総額の範囲内で監査役の協議により決定しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役、社外監査役の各氏は、当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める額であります。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で当社及び「重要な子会社の状況」に記載の当社の子会社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

地 位	氏 名	他 の 法 人 等 の 兼 任 状 況
取 締 役	藤 井 卓 也	CPグループ 正大光明集団有限公司上級顧問であり、当社と各法人等との間には取引関係はありません。
監 査 役	平 居 新 司 郎	平居公認会計士事務所所長であり、当社と平居公認会計士事務所との間には取引関係はありません。
監 査 役	浅 見 雄 輔	あさみ法律事務所パートナーであり、当社とあさみ法律事務所との間には取引関係はありません。

② 社外役員の子な活動状況

地 位	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に關して行った職務の概要
取 締 役	澤 田 眞 治 郎	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席し、主に経営者としての観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	藤 井 卓 也	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席し、主に経営者としての観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	平 居 新 司 郎	当事業年度に開催された取締役会16回中15回に、また、監査役会9回中8回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	浅 見 雄 輔	当事業年度に開催された取締役会16回全てに、また、監査役会9回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から必要な発言を適宜行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

22百万円

② 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

22百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に關する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に掲げられている事由及びこれに準ずる事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人の解任又は不再任に關する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

この場合、解任後最初に招集される株主総会におきまして、監査役会が選定した監査役から、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告する方針であります。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように「コンプライアンス基本方針（企業行動憲章）」を定める。また、その徹底を図るために、「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議すると共に、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓蒙教育を実施する。さらに、コンプライアンス上、疑義ある行為について取締役及び使用人が社内の通報窓口を通じて会社に通報できる内部通報制度を運営するものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切・確実に、かつ検索及び閲覧可能な状態で定められた期間、保存・管理するものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ) 組織横断的なリスクについては、「危機管理委員会」を設置すると共に、「危機管理規程」を定め、同規程に基づくリスク管理体制を構築するものとする。また、リスクのうちコンプライアンス、外部環境、海外商品調達、及び情報セキュリティに関しては、専管する組織を設置し、規則の制定、研修の実施、マニュアルの作成等を行うものとする。なお、新たに生じたリスクについては、対応責任者を定め、速やかに対応するものとする。

ロ) 不測の事態が発生した場合には、対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えるものとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、月1回の定例取締役会を開催する他、適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速に的確な意思決定を行うものとする。

ロ) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「職務分掌規程」、「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細を定めるものとする。

ハ) 年度事業計画等経営計画を立案し、全社的な目標を設定するものとする。また、取締役、監査役、執行役員及び事業部門長等により構成された経営会議において、原則として月1回各事業部門より業績のレビューと改善策を報告させ、具体的な施策を実施させるものとする。

- ニ) 取締役については、経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できるようにするため、取締役の任期を1年としている。なお、当社は、経営意思決定・監督機能と業務執行責任の明確化を図ると共に、その機能の強化・迅速性を実現し経営の効率性を高めるために執行役員制度を導入している。
- ⑤ 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は「関係会社管理規程」を定め、子会社は同規程に基づき、子会社の経営成績、財務状況その他の重要な情報について、定期的に報告を行う。
- ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程及びその他の体制
当社は、当社グループ全体のリスク管理について定める「危機管理規程」に基づき、子会社のリスク管理体制を確保する。
- ハ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重すると共に、定期的に行われる関係会社会議等を通して互いの連携を密にし、事業活動の円滑化を図り効率化を確保する。
- ニ) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、当社グループ全体の取締役及び使用人が法令・定款を遵守するために定める「コンプライアンス基本方針（企業行動憲章）」に基づき、子会社のコンプライアンス遵守体制を確保する。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、関連規程等の整備を図ると共に適切に報告する体制を整備し、その体制についての整備・運用状況を定期的・継続的に評価する仕組みを構築する。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。当該使用人は監査役スタッフ業務に関し、監査役の指揮命令下に置くものとする。なお、当該使用人の任命、異動、評価、賃金は、監査役と事前に協議を行い同意を得た上で決定するものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ) 当社グループの取締役及び使用人は、当社グループの業務または業績に与える重要な事項について監査役に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、または当社グループに損害を及ぼす事実を知った時は、遅滞なく報告するものとする。なお、前記に関わらず、監査役は必要に応じて、当社グループの取締役及び使用人に対し報告を求めることができるものとする。
- ロ) 当社グループの取締役及び使用人が上記 イ) の報告をしたことを理由として、不利益な取扱いをすることを禁止する。
- ハ) 監査役は、取締役会その他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議その他の重要な会議に出席し、必要に応じて当社グループの取締役及び使用人にその説明を求めることとする。また、社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行うものとする。
- ニ) 監査役は、会計監査人、グループ各社の監査役と情報交換に努め、連携して当社グループの監査の実効性を確保するものとする。
- ホ) 監査役の職務執行について生ずる費用等の支払いに備え、毎年一定額の予算を設けると共に、監査役が当該費用の前払い等の請求をした時は、担当部門において審議の上、職務執行上必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用を支払う。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況
- 当社グループは市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないものとする。その旨を「コンプライアンス基本方針（企業行動憲章）」に定め、反社会的勢力からの不当要求に対処するために、外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集・管理、及び社内体制の整備を行っている。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループでは、「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき内部統制システムの整備・運用を実施しております。当社グループの「業務の適正を確保するための体制」の運用状況は以下のとおりです。

① コンプライアンス

当社グループでは「コンプライアンス基本方針（企業行動憲章）」並びに「キンググループ行動規範」を制定しており、入社時の教育実施、及び全社員を対象とした「コンプライアンスセミナー」を毎年実施し、法令、定款を遵守し、倫理を尊重した行動ができるようにする取組みを継続的に行っております。また、「コンプライアンス委員会」ではコンプライアンスの重要な問題を審議すると共に、コンプライアンス体制の維持・向上に努めております。

② 損失危機の管理

損失危機の管理につきましては「危機管理委員会」を年2回定期的に開催し、各担当部門より「危機管理規程」に基づくリスクについて報告・対策を行い、リスクの低減・回避に向けて速やかに適切な対応策を実施すると共に、報告・対策の内容については取締役会へ報告しております。

③ 取締役の職務の執行

取締役会におきましては、定例及び臨時取締役会を開催し、法令及び定款その他社内規程に定められた事項を決議すると共に企業戦略・事業計画等の方向性を決定しております。また、取締役、監査役、執行役員及び事業部門長で構成される経営会議におきましては、経営の基本政策及び経営方針に係わる事項、並びに各部門の重要な業務執行案件についての審議を行い、業務執行に対する具体的な対応策を決定しております。

④ 内部監査

財務報告に係る内部統制の整備・運用状況につきましては、当社内部監査室において会計監査人と連携し、「基本計画書」に基づいたモニタリングを実施し、評価・整備を行い、改善を進めております。内部統制の「基本計画書」の内容については、毎年取締役会の承認を受けると共に、整備・運用評価の進捗状況は担当役員に随時報告しております。

⑤ 監査役の職務の執行

監査役会は監査計画に則り、経営陣に対する業務監査のための情報収集や会計監査のための資料分析を行い、その内容を監査報告として取締役会で意見を述べると共に、経営会議において取締役を含む各事業部門の執行責任者に対し課題を指摘しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続かつ安定的に確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式について大量買付等がなされる場合であっても、これが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う株式の大量買付提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付等の中には、企業価値ひいては株主共同の利益に明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大量買付行為の内容や条件等について十分検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件を引き出すために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社の企業価値の源泉は、主に、①アパレル市場におけるミッシー・ミセスゾーンで長年にわたって培ってきたブランド力、②ベターアップ商品でのクリエイション展開に特化したの高品質・高感度な商品開発力、③優れた製品品質とそれを支える技術力、並びに、高い生産性と縫製技術による生産・供給体制、④当社と顧客をつなぐ様々な販売チャネルの取引先との密接な人的関係に支えられた信頼関係、⑤充実した教育を受け豊富な販売経験を有する当社のファッション・アドバイザーが直接顧客に接し販売することによりもたらされる顧客からの信頼等にあり、これらが株式の大量買付等を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付等に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

② 基本方針実現のための取組みの概要

当社は、上記方針に基づき、2022年5月9日開催の当社取締役会において、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みである買収防衛策の導入、変更、継続、廃止及び発動にあたり、株主の意思を法的により明確な形で反映させるべく、2022年6月29日開催の定時株主総会における株主の皆様への承認を条件として当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、「本プラン」という）の継続を決議いたしました。

なお、2022年6月29日開催の当社定時株主総会において「本プラン」につき、当社株主の皆様のご承認をいただいております。

「本プラン」の概要は以下のとおりであります。

本プランの概要

イ) 本プランの手續の設定

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株式等に対する買付等もしくはこれに類似する行為またはその提案が行われる場合に、買付等を行う者に対し、事前に当該買付等に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示し、買付者等との交渉を行っていくための手続きを定めるものです。

ロ) 新株予約権の無償割当ての利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続きに従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合には、当社は、対抗措置として買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」という）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権の無償割当て（会社法第277条以降に規定される）の方法により割当てます。

ハ) 取締役会の恣意的判断を排するための独立委員会の利用

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断について、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程に従い、当社経営陣からの独立性の高い社外取締役、社外監査役、または社外の有識者から構成される独立委員会の判断を経ると共に、株主の皆様が独立委員会が適切と判断する時点で情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。また、独立委員会は、当社取締役会に対し、本プラン所定の場合には、本新株予約権の無償割当ての実施に関して株主の皆様の意思を確認するよう勧告することがあります。

ニ) 本新株予約権の行使等による買付者等への影響

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は希釈化される可能性があります。

ホ) 対象となる買付等

本プランは下記 (i) または (ii) に該当する当社株式等の買付またはこれに類似する行為 (ただし、当社取締役会が承認したものを除く。当該買付行為を、以下「買付等」という) がなされる場合を適用対象とします。買付等を行う者または提案する者 (以下「買付者等」という) は、予め本プランに定める手続きに従うこととします。

(i) 当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付

(ii) 当社が発行者である株式等について、公開買付に係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

③ 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されたものであり、当社の基本方針の実現に資するものであります。

また、本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものであります。

したがって、当社取締役会は、本プランは、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重点課題として認識しており、利益配分につきましては、安定的かつ業績に見合った配当の継続に努めると共に、内部留保の充実にも努めることを基本方針としております。

安定配当の指標といたしましては、1株当たりの年間基本配当を5円とし、また、業績に見合った配当性向につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益の概ね40%を一つの指標といたします。

内部留保につきましては、高効率の企業体質を作り上げるためのブランド開発、店舗開発等の事業投資を優先しつつ、株主還元としての自己株式取得も含め、中長期的な視点で投資効率の高い活用を検討してまいります。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	(ご参考)		科 目	(ご参考)	
	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)		前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	12,975	12,818	流動負債	2,054	1,539
現金及び預金	10,800	10,718	支払手形及び買掛金	511	425
受取手形及び売掛金	820	699	有償支給に係る負債	41	39
電子記録債権	5	7	短期借入金	380	380
商 品	1,178	1,227	1年内返済予定の長期借入金	100	-
原材料及び貯蔵品	33	39	未 払 金	303	222
そ の 他	142	128	未 払 法 人 税 等	263	109
貸倒引当金	△3	△3	未 払 消 費 税 等	99	22
固定資産	12,628	12,899	賞 与 引 当 金	161	144
有形固定資産	8,971	8,963	役 員 賞 与 引 当 金	18	15
建物及び構築物	2,271	2,238	そ の 他	175	180
土 地	6,480	6,480	固定負債	1,645	1,703
建設仮勘定	-	10	繰延税金負債	398	464
そ の 他	219	234	長期未払金	166	161
無形固定資産	174	146	退職給付に係る負債	109	78
投資その他の資産	3,482	3,790	資産除去債務	127	125
投資有価証券	2,746	3,100	長期預り保証金	842	872
長期貸付金	1	1	負債合計	3,699	3,242
繰延税金資産	7	7	(純資産の部)		
差入保証金	513	468	株 主 資 本	20,564	21,031
そ の 他	230	227	資 本 金	2,346	2,346
貸倒引当金	△16	△14	資 本 剰 余 金	8,127	8,137
資産合計	25,604	25,717	利 益 剰 余 金	13,469	13,915
			自 己 株 式	△3,378	△3,367
			その他の包括利益累計額	1,340	1,443
			その他有価証券評価差額金	1,295	1,400
			退職給付に係る調整累計額	45	42
			純資産合計	21,905	22,475
			負債及び純資産合計	25,604	25,717

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

	(ご参考) 前連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)
売上高	8,548	8,157
売上原価	3,661	3,469
売上総利益	4,887	4,687
販売費及び一般管理費	3,893	3,822
営業利益	993	864
営業外収益		
受取利息	2	13
受取配当金	52	65
有価証券売却益	-	4
仕入引当金	8	7
その他	9	6
営業外収益合計	74	97
営業外費用		
支払利息	3	4
その他	3	2
営業外費用合計	6	6
経常利益	1,060	955
特別損失		
固定資産除却損	11	20
減損損失	64	-
事業撤退損	37	-
特別損失合計	113	20
税金等調整前当期純利益	947	934
法人税、住民税及び事業税	388	180
法人税等調整額	25	20
法人税等合計	413	201
当期純利益	533	733
非支配株主に帰属する当期純利益	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	533	733

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額			純 資 産 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自己株式	株主資本計 合	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	2,346	8,127	13,469	△3,378	20,564	1,295	45	1,340	21,905
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当			△287		△287			-	△287
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			733		733			-	733
自己株式の取得				△0	△0			-	△0
自己株式の処分		10		10	21				21
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					-	105	△2	102	102
当 期 変 動 額 合 計	-	10	446	10	467	105	△2	102	569
当 期 末 残 高	2,346	8,137	13,915	△3,367	21,031	1,400	42	1,443	22,475

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社は、株式会社ポーン、株式会社エス企画、株式会社キングアパレルサポートの3社であります。

株式会社プリマは2024年9月30日を以て清算終了しております。

② 非連結子会社

非連結子会社はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当する会社はありません。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

商品

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

原材料

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ロ. 無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき、当連結会計年度に見合う分を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理額

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定率法により按分した額を翌連結会計年度より費用処理しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

・関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の取締役等に支給した報酬等については、対象勤務期間にわたって費用処理しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① アパレル事業

アパレル事業においては、レディスアパレル・ファッショングッズ等の卸売を行っており、顧客に商品を引き渡す一時点において履行義務が充足される取引であるため、引渡時点で収益を認識しております。

② テキスタイル事業

テキスタイル事業においては、テキスタイルの卸売を行っており、顧客に商品を引き渡す一時点において履行義務が充足される取引であるため、引渡時点で収益を認識しております。

③ エステート事業

エステート事業に係る売上高は、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）に基づき売上高を認識しております。

なお、これら顧客との契約において約束された対価は概ね1ヶ月以内に支払を受けており、顧客との契約に重大な金融要素はなく、対価の金額に変動性はありません。

また、有償支給取引においては、有償支給した仕掛品を買い戻す義務を負っており、有償支給した仕掛品について消滅を認識しておりますが、当該支給品の譲渡に係る収益は認識しておりません。

(5) 会計上の見積りに関する注記

(棚卸資産の評価)

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
商品	1,178	1,227
原材料及び貯蔵品	33	39
棚卸資産評価額	6	11

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報その他の情報

当社は商品の評価について総平均法による原価法（連結貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げ）により算定しており、当連結会計年度末の正味売却価額が帳簿価額を下回る場合、当該正味売却価額をもって、連結貸借対照表価額としております。

アパレル事業における商品は主として暦年ごとに「春夏商品」と「秋冬商品」単位で管理しており、シーズン終了後の未販売の商品について、過去の販売実績に基づいた一律評価基準によって正味売却価額の見積りを実施しております。

なお、当該見積りは、将来の不確実な経済状況の変動などによって影響を受ける可能性があるため、その見積額の仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項（2）ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

3. 連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|------------------------------|----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 5,879百万円 |
| (2) 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額 | 58百万円 |

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	24,771,561	—	—	24,771,561

- (2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月7日 取締役会	普通株式	287	18	2024年3月31日	2024年6月7日

- (3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月7日 取締役会	普通株式	利益剰余金	287	18	2025年3月31日	2025年6月9日

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に繊維製品の卸売事業を行うために、必要に応じて運転資金を銀行借入により調達しております。また、一時的な余剰資金は、安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、長期保有目的の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。短期借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、返済期限は決算日後1年以内であります。なお、短期借入金は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、各事業部門における営業部と法務審査部が連携し、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理すると共に、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、基準金利に一定の料率を上乗せする金利での借入を行っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、財務部が適時に資金繰計画を作成・更新すると共に、手許流動性を連結売上高の2ヶ月分相当に維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、以下の表には含めておりません。

また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、有償支給に係る負債は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 差入保証金	468	465	△2
(2) 投資有価証券			
その他有価証券	3,066	3,066	—
(3) 破産更生債権	10		
貸倒引当金	△10		
	—	—	—
(4) その他資産	4		
貸倒引当金	△4		
	—	—	—
資 産 計	3,534	3,531	△2
(1) 短期借入金	380	380	—
(2) 長期預り保証金	872	864	△8
負 債 計	1,252	1,244	△8

(注1) 市場価格のない株式等

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	34

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
受取手形及び売掛金	699	—	—	—
電子記録債権	7	—	—	—
合 計	706	—	—	—

破産更生債権等については、償還予定額が見込めないため、記載しておりません。

(注3) 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
短期借入金	380	—	—	—
合 計	380	—	—	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	3,066	－	－	3,066
資産計	3,066	－	－	3,066

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	－	465	－	465
資産計	－	465	－	465
短期借入金	－	380	－	380
長期預り保証金	－	864	－	864
負債計	－	1,244	－	1,244

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

該当事項はありません。

差入保証金

これらの時価は、国債利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

短期借入金及び1年内返済予定の長期借入金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した元利息の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期預り保証金

これらの時価は、その将来キャッシュ・フローを、合理的と考えられる利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

(1) 賃貸等不動産の概要

当社では、東京都及び京都府等において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸用オフィスビル等を所有しております。

(2) 賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法

連結貸借対照表計上額(百万円)			連結決算日における時価 (百万円)
当期首残高	当期増減額	当期末残高	
5,685	△17	5,668	13,709

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 主な変動

増加は、賃貸等不動産の取得及び補修等によるもの	71百万円
減少は、賃貸等不動産の減価償却等	89百万円

3. 時価の算定方法

期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額であります。ただし、重要性が乏しいものについては、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額によっております。

(3) 賃貸等不動産に関する損益

賃貸収益 (百万円)	賃貸費用 (百万円)	差額 (百万円)	その他(売却損益等) (百万円)
982	216	766	—

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	アパレル事業	テキスタイル事業	エステート事業	
一時点で移転される財	6,371	802	－	7,174
一定の期間にわたり移転される財	－	－	－	－
顧客との契約から生じる収益	6,371	802	－	7,174
その他収益	－	－	982	982
外部顧客への売上高	6,371	802	982	8,157

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

1,405円08銭

1株当たり当期純利益

45円88銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社グループが不動産賃貸借契約を締結している店舗等の賃貸期間経過後の原状回復義務等及び当社の所有する共用資産の使用後のアスベストの除去に伴い発生する法的義務

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から3～50年と見積り、使用用途及び使用面積に応じた合理的な価格により算出しております。

なお、割引率については影響が軽微であるため、当該算定方法に使用しておりません。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

当期首残高	127百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	11百万円
資産除去債務の履行による減少額	△13百万円
当期末残高	125百万円

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	(ご参考) 前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)	科 目	(ご参考) 前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	11,696	12,003	流動負債	1,816	1,445
現金及び預金	9,788	10,067	支払手形及び買掛金	476	399
受取手形及び売掛金	635	589	有償支給に係る負債	39	38
商 品	1,161	1,223	短期借入金	380	380
前 払 費 用	7	16	未 払 金	333	295
未 収 入 金	88	76	未 払 費 用	22	19
そ の 他	18	33	未 払 法 人 税 等	235	74
貸倒引当金	△3	△3	未 払 消 費 税 等	77	-
固定資産	12,643	12,926	賞 与 引 当 金	109	88
有形固定資産	8,969	8,961	役員賞与引当金	18	15
建 物	2,261	2,228	そ の 他	124	134
構 築 物	9	9	固定負債	1,701	1,756
機 械 装 置	0	0	繰延税金負債	378	445
車 両 運 搬 具	9	5	長期未払金	166	161
工具、器具及び備品	207	226	退職給付引当金	175	140
土 地	6,480	6,480	資産除去債務	121	118
建設仮勘定	-	10	長期預り保証金	859	889
無形固定資産	171	145	負債合計	3,517	3,202
ソフトウェア	110	89	(純資産の部)		
ソフトウェア仮勘定	10	43	株主資本	19,526	20,327
そ の 他	50	12	資 本 金	2,346	2,346
投資その他の資産	3,502	3,819	資 本 剰 余 金	8,127	8,137
投資有価証券	2,746	3,138	資本準備金	8,127	8,127
関係会社株式	38	-	その他資本剰余金	-	10
関係会社長期貸付金	360	-	利益剰余金	12,431	13,211
破産更生債権等	11	10	利益準備金	587	587
差入保証金	504	468	その他利益剰余金	11,844	12,624
そ の 他	218	216	別途積立金	10,280	10,480
貸倒引当金	△16	△14	繰越利益剰余金	1,564	2,144
関係会社貸倒引当金	△360	-	自己株式	△3,378	△3,367
資産合計	24,339	24,930	評価・換算差額等	1,295	1,400
			その他有価証券評価差額金	1,295	1,400
			純資産合計	20,821	21,727
			負債及び純資産合計	24,339	24,930

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(単位：百万円)

科 目	(ご参考) 前事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)	当事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)
売上高	7,647	7,283
売上原価	3,087	2,948
売上総利益	4,560	4,334
販売費及び一般管理費	3,524	3,611
営業利益	1,035	722
営業外収益		
受取利息	5	13
受取配当金	147	481
有価証券売却益	-	4
その他	19	12
営業外収益合計	172	511
営業外費用		
支払利息	2	3
その他	2	2
営業外費用合計	5	6
経常利益	1,202	1,228
特別損失		
固定資産除却損	11	20
関係会社貸倒引当金繰入額	360	-
関係会社株式評価損	10	-
関係会社清算損	-	67
特別損失合計	381	88
税引前当期純利益	821	1,140
法人税、住民税及び事業税	337	53
法人税等調整額	10	20
法人税等合計	347	73
当期純利益	474	1,067

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	2,346	8,127	-	8,127	587	10,280	1,564	12,431	△3,378	19,526
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当							△287	△287		△287
当 期 純 利 益							1,067	1,067		1,067
別 途 積 立 金 の 積 立						200	△200			-
自 己 株 式 の 取 得									△0	△0
自 己 株 式 の 処 分			10	10					10	21
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	10	10	-	200	579	779	10	800
当 期 末 残 高	2,346	8,127	10	8,137	587	10,480	2,144	13,211	△3,367	20,327

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	1,295	1,295	20,821
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当		-	△287
当 期 純 利 益		-	1,067
別 途 積 立 金 の 積 立		-	-
自 己 株 式 の 取 得			△0
自 己 株 式 の 処 分			21
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	105	105	105
当 期 変 動 額 合 計	105	105	906
当 期 末 残 高	1,400	1,400	21,727

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ. 子会社株式

移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

商品

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用

定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当事業年度に見合う分を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により按分した額を翌事業年度より費用処理しております。

なお、退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

⑤ その他計算書類作成のための重要な事項

・関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の取締役等に支給した報酬等については、対象勤務期間にわたって費用処理しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① アパレル事業

アパレル事業においては、レディースアパレル・ファッショングッズの卸売を行っており、顧客に商品を引き渡す一時点において履行義務が充足される取引であるため、引渡時点で収益を認識しております。

② エステート事業

エステート事業に係る売上高は、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）に基づき売上高を認識しております。

なお、これら顧客との契約において約束された対価は概ね1ヶ月以内に支払を受けており、顧客との契約に重大な金融要素はなく、対価の金額に変動性はありません。

また、有償支給取引においては、有償支給した仕掛品を買い戻す義務を負っており、有償支給した仕掛品について消滅を認識しておりますが、当該支給品の譲渡に係る収益は認識しておりません。

(5) 会計上の見積りに関する注記

(重要な会計上の見積り)

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	前事業年度	当事業年度
商品	1,161	1,223
棚卸資産評価額	3	9

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社は商品の評価について総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げ）により算定しており、当事業年度末の正味売却価額が帳簿価額を下回る場合、当該正味売却価額を

もって、貸借対照表価額としております。

アパレル事業における商品は主として暦年ごとに「春夏商品」と「秋冬商品」単位で管理しており、シーズン終了後の未販売の商品について、過去の販売実績に基づいた一律評価基準によって正味売却価額の見積りを実施しております。

なお、当該見積りは、将来の不確実な経済状況の変動などによって影響を受ける可能性があるため、その見積額の仮定に変更が生じた場合、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項（2）ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	0百万円
短期金銭債務	79百万円
長期金銭債務	16百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

5,867百万円

(3) 有形固定資産の圧縮記帳額

58百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

仕入高	233百万円
販売費及び一般管理費	561百万円
営業取引以外の取引高	420百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	8,804,268	142	28,493	8,775,917

（注）自己株式の数の増加は、単元未満株式の買戻142株による増加分であります。

自己株式の数の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分28,493株による減少分であります。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
貸倒引当金	5百万円
賞与引当金	27百万円
未払事業税	12百万円
未払事業所税	1百万円
退職給付引当金	44百万円
長期未払金	50百万円
投資有価証券評価損	104百万円
電話加入権評価損	8百万円
資産除去債務	36百万円
その他	30百万円
繰延税金資産小計	322百万円
評価性引当額	△144百万円
繰延税金資産合計	178百万円
(繰延税金負債)	
資産除去債務に対応する除去費用	△5百万円
その他有価証券評価差額金	△618百万円
繰延税金負債合計	△623百万円
繰延税金負債の純額	△445百万円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は2百万円増加し、法人税等調整額が2百万円減少しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱キングアパレルサポート	所有 直接 100%	業務委託	企画・販売等の 事務業務委託	541	未払金	64

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針
企画・販売等の事務業務委託料については、両者協議の上、当該契約により決定しております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「連結注記表 7.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,358円37銭
1株当たり当期純利益	66円76銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社が不動産賃貸借契約を締結している店舗等の賃貸期間経過後の原状回復義務等及び当社の所有する共用資産の使用後のアスベストの除去に伴い発生する法的義務

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から3～50年と見積り、使用用途及び使用面積に応じた合理的な価格により算出しております。

なお、割引率については影響が軽微であるため、当該算定方法に使用しておりません。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

当期首残高	121百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	11百万円
資産除去債務の履行による減少額	△13百万円
当期末残高	118百万円

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

株式会社 キング
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 橋 本 民 子
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 廣 澤 英 明
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社キングの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キング及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

株式会社 キング
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 橋 本 民 子
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 廣 澤 英 明
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キングの2024年4月1日から2025年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第78期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受ける他、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月14日

株式会社 キング 監査役会

常勤監査役 坂 入 吾 一 ⑩

監 査 役 平 居 新 司 郎 ⑩

監 査 役 浅 見 雄 輔 ⑩

(注) 監査役平居新司郎及び監査役浅見雄輔は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

株主総会参考書類

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者につきましては、当社グループの事業・経営状況を理解し、事業環境の変化に合わせた経営戦略等を立案すると共に、強いリーダーシップを発揮し迅速かつ適切に遂行できる経験と能力を重視して指名しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	やま だ ゆき お 山 田 幸 雄 (1947年9月18日)	1974年4月 当社入社 1978年3月 当社取締役総合開発部次長 1981年1月 当社常務取締役管理本部長 1983年10月 当社代表取締役社長 2018年6月 当社代表取締役会長CEO（現任）	741,171株
	【選任理由】 山田幸雄氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたり当社の代表取締役社長を務めた豊富な経験と実績、幅広い知見を活かし、2018年からは当社代表取締役会長CEOとして経営全般を統轄しており、引き続き当社の取締役候補者といいたしました。		
2	※ き はら しん いち 木 原 伸 一 (1960年6月18日)	1984年4月 三井物産株式会社入社 2007年4月 同社ファッション事業部ブランドマーケティング事業室長 2011年8月 三井物産インターファッション株式会社 代表取締役社長 2015年6月 三井物産株式会社コンシューマーサービス事業本部 ファッションビジネス事業部長 2022年1月 MNインターファッション株式会社 代表取締役社長 2024年7月 同社 常勤顧問 2024年12月 当社顧問（現任）	－ 株
	【選任理由】 木原伸一氏を取締役候補者とした理由は、総合商社における豊富な経験と実績に加え、企業の経営トップとしての卓越した見識を有しており、当社における様々な経営戦略を主導していることから、当社の取締役候補者といいたしました。		

候補者番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	なが し ま き よ し 長 島 希 吉 (1967年10月29日)	1990年 4 月 当社入社 2012年10月 当社ライセンス事業部長 2013年 6 月 当社執行役員ライセンス事業部長 兼東日本地区営業統轄 2015年 6 月 当社取締役常務執行役員ライセンス事業部長兼 東日本地区営業統轄 2016年 6 月 当社取締役常務執行役員ライセンス事業部長兼 営業統轄 2018年 4 月 当社取締役常務執行役員事業戦略室長兼営業統 轄 2018年 6 月 当社代表取締役社長COO 兼事業戦略室長 2023年 4 月 当社代表取締役社長COO 兼アパレル事業本部長 (現任)	10,817株
<p>【選任理由】 長島希吉氏を取締役候補者とした理由は、当社での豊富な経験と実績を活かし、2018年からは当社代表取締役社長COOとして強いリーダーシップにより経営における業務執行を統轄しており、引き続き当社の取締役候補者いたしました。</p>			
4	さわ だ しん じろう 澤 田 眞 治 郎 (1954年9月3日)	1977年 4 月 三井物産株式会社入社 2004年 6 月 同社アパレル事業部長 2013年 4 月 同社執行役員中国総代表 2015年 4 月 同社常務執行役員中国総代表 2016年 6 月 エームサービス株式会社常勤監査役 2018年 6 月 当社社外取締役 (現任)	一 株
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】 澤田眞治郎氏を社外取締役候補者とした理由は、総合商社における企業経営の豊富な経験と実績があり、また、アパレルファッションビジネスに従事してきた専門的知識と見識を有していることから、当社の持続的な企業価値向上を目指すにあたり、当該知見を活かして経営戦略について専門的な観点で貢献していただくこと、及び客観的・中立的立場で当社取締役会の意思決定の妥当性・適正性を高めるための助言・提言・監督いただくことを期待し、引き続き当社の社外取締役候補者いたしました。</p>			

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	ふり が な 氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
5	ふじ い たく や 藤 井 卓 也 (1945年7月5日)	1968年4月 日本銀行入行 1995年5月 同行政策委員会室長 1997年5月 同行発券局長 1998年12月 株式会社日本債券信用銀行頭取 2001年4月 米国 マーシュ・アンド・マクレナン社アジア代表 2004年4月 米国 プロモントリー・フィナンシャル・ジャパン代表CEO 2012年6月 公益財団法人下中記念財団理事長 2018年1月 CPグループ 正大光明集団有限公司上級顧問 2021年6月 当社社外取締役(現任)	- 株
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>藤井卓也氏を社外取締役候補者とした理由は、日本銀行において日本経済の持続的な成長に貢献してきた幅広い見識やグローバル企業での豊富な経営経験と国際感覚を有していることから、当社の持続的な企業価値向上を目指すにあたり、当該知見を活かしてコーポレートガバナンスの強化に貢献していただくこと、及び当社取締役会の意思決定の妥当性・適正性を高めるための助言・提言・監督いただくことを期待し、引き続き当社の社外取締役候補者いたしました。</p>			

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 澤田眞治郎氏及び藤井卓也氏は社外取締役候補者であります。
4. 澤田眞治郎氏及び藤井卓也氏は現在、当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって澤田眞治郎氏が7年、藤井卓也氏が4年であります。
5. 当社は澤田眞治郎氏及び藤井卓也氏との間で、法令の定める額を限度に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の12頁に記載の通りです。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、澤田眞治郎氏及び藤井卓也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

【ご参考】本定時株主総会後の取締役・監査役（予定）のスキル・マトリックス

本定時株主総会の決議事項である、取締役選任議案の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の各取締役・監査役のスキル・マトリックスは、以下のとおりとなります。

当社は、当社取締役会が備えるべきスキルを、① 企業経営、② 営業・企画・マーケティング、③ 財務・会計・税務、④ IT・デジタル、⑤ 法務・コンプライアンス・リスク管理、⑥ グローバル経験、⑦ 人事労務・ダイバーシティ・環境・社会貢献、と設定しております。

	氏名	役職位	企業経営	営業・企画・マーケティング	財務・会計・税務	IT・デジタル	法務・コンプライアンス・リスク管理	グローバル経験	人事労務・ダイバーシティ・環境・社会貢献
取締役	山田 幸雄	代表取締役会長 CEO	○	○	○		○	○	○
	木原 伸一	代表取締役社長 COO	○	○	○	○	○	○	○
	長島 希吉	取締役副社長	○	○	○	○	○		○
	澤田 眞治郎	社外取締役	○				○	○	○
	藤井 卓也	社外取締役	○			○	○	○	○
監査役	坂入 吾一	常勤監査役	○		○	○	○		○
	平居 新司郎	社外監査役	○		○		○		○
	浅見 雄輔	社外監査役	○		○		○		○

(注) 上記一覧表は、各取締役・監査役の有するすべての知見・経験を表すものではありません。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第2号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）の継続の件

当社は、2022年6月29日開催の当社第75期定時株主総会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」の継続（以下、更新後の買収防衛策を「現プラン」という）を株主の皆様にご承認いただきましたが、現プランの有効期間は上記定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとされているため、現プランは2025年6月27日開催予定の第78期定時株主総会（以下「本定時株主総会」という）の終結の時をもって有効期間が満了することになります。

この現プランの有効期間満了に先立ち、当社は現プラン導入後の社会・経済情勢の変化や買収防衛策を巡る動向等を勘案しつつ、企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ安定的に確保し、向上させるための取組みとして、継続の是非を含めその在り方について検討を加えてまいりました。

その結果、2025年5月15日開催の当社取締役会において、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、現プランを継続すること（以下、新たに更新するプランを「本プラン」という）を決議いたしましたので、ご承認をお願いするものであります。

本プランの継続にあたり、近時の買収防衛策に関する裁判例や実務動向等を踏まえ、主に以下の点を変更しております。なお、基本的なスキームの変更はございません。

- ① 本プランの適用対象となる「買付等」の定義を一部見直しました。
- ② 「買付等」や「特定買付者等」に該当するかの基準となる「実質的に支配」または「共同ないし協調して行動」に当たるか否かを判定する際に用いられる基準として別紙2の「共同協調行為等の認定基準」を作成いたしました。
- ③ 非適格者が所有する本新株予約権を取得する場合、その対価として非適格者の行使に一定の制約が付された第2新株予約権を交付することができる旨、別紙5「新株予約権無償割当ての概要」を一部修正いたしました。
- ④ その他表現の明確化を含む一部語句の修正・整理等を行いました。

本プランの継続につきましては、本プランの具体的運用が適正に行われることを前提として、社外監査役2名を含む当社監査役3名全員から賛同を得ております。

なお、当社は本日現在、当社株式の大量取得行為にかかる提案等を一切受けておりませんので申し添えます。また、2025年3月31日現在の大株主の状況は、別紙1のとおりです。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ安定的に確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式について大量買付等がなされる場合であっても、これが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う株式の大量買付提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行

われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付等の中には、企業価値ひいては株主共同の利益に明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大量買付行為の内容や条件等について十分検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件を引き出すために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社の企業価値の源泉は、主に、①アパレル市場におけるミッシー・ミセスゾーンで長年にわたって培ってきたブランド力、②ベターアップ商品でのクリエイション展開に特化した高品質・高感度な商品開発力、③優れた製品品質とそれを支える技術力、並びに、高い生産性と縫製技術による生産・供給体制、④当社と顧客をつなぐ様々な販売チャンネルの取引先との密接な人的関係に支えられた信頼関係、⑤充実した教育を受け豊富な販売経験を有する当社のファッション・アドバイザーが直接顧客に接し販売することによりもたらされる顧客からの信頼、⑥テキスタイル事業における企画提案型テキスタイルコンバーターとしての競争力、⑦エステート事業における所有資産の更なる有効活用等にあり、これらが株式の大量買付等を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付等に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

また、当社は、株主の皆様が適切な投資判断を行う上で、十分な時間を確保することが、株主の皆様のために企業価値向上に関して当社株式の大量買付等を行う者との建設的な対話を行う上でも有効なものになると考えております。

II. 基本方針の実現に資する取組み

1. 企業価値向上のための取組み

当社は「もの言わぬものに、もの言わせるものづくり」という社是と、「私たちは、常に社会と生活者を見つめ、たゆまぬ創造と変革を行い、より充実した生活にしよう」という企業理念のもと、

- ① ファッション産業という当社の本業に徹する。
- ② ベターアップ商品でのクリエイション展開に特化し、素材・品質・着心地・ファッション性の全てにわたって、高品質・高感度な商品の提供を行い、お客様の満足を目指す。
- ③ 企業規模の大小にとらわれず、その存在価値が株主の皆様・取引先・社員等全ての利害関係者から明確に認められ、安定した収益と成長を確保できるエクセレントカンパニーを目指す。

という方針で経営に取組み、企業価値の向上を図ると共に、社会と経済の発展にも貢献すること

を経営の基本としております。

これらの考え方に基づき、更なる企業価値の向上に向け、市場変化に適応すべく既存事業や組織の再編・強化を実施すると共に、M&A等も視野にいたした事業拡大や新規事業の検討も進めてまいります。

なお、利益配分につきましては、安定的かつ業績に見合った配当の継続に努めると共に、内部留保の充実にも努めることを基本方針としております。安定配当の指標といたしましては、1株当たりの年間基本配当を5円とし、また、業績に見合った配当性向につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益の概ね40%を一つの指標としております。

内部留保につきましては、高効率の企業体質を作り上げるためのブランド開発、店舗開発等の事業投資を優先しつつ、株主還元としての自己株式取得も含め、中長期的な視点で投資効率の高い活用を検討しております。

その実現のためには、安定した成長性と収益性により、企業価値の継続的な向上を図ることが重要であると認識しており、より一層の効率的な経営を推進してまいります。

2. コーポレート・ガバナンスの強化に対する取組み

当社は、経営環境の変化に迅速に対応すると共に、企業経営の「健全性」「透明性」「公正性」「遵法性」を確保することにより、企業価値を持続的に向上させることをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針としており、企業統治の体制を整備しております。

当社では、取締役会において、企業戦略・事業計画等の方向性を決定する一方、経営意思決定・監督機能と業務執行責任の明確化を図ると共に、その機能の強化・迅速性を実現し経営の効率性を高めるために執行役員制度を導入しております。

また、当社の取締役、執行役員及び事業部門長等で構成する経営会議においては、経営の基本政策及び経営方針に係わる事項、並びに各部門の重要な業務執行案件についての審議を行い、業務執行に対する具体的な対策等を決定しております。

同時に、当社では社外取締役による実効性の高い監督の実現と同時に社外監査役による取締役の職務執行に対する独立性の高い監督体制を構築しております。

この他に、全社委員会として、コンプライアンス委員会や危機管理委員会を設置し、法令遵守意識を徹底し行動規範を高めると共に、危機に関する対応に備える等、内部統制に関する体制強化に努めております。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであり、上記Ⅰに記載した基本方針に沿うものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であ

と考えています。当社は、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付等を抑止すると共に、大量買付等が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代答案を提示したり、あるいは株主の皆様にかかる大量買付等に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とする枠組みとして本プランに更新することいたしました。

2. 本プランの概要

(1) 本プランの手続きの設定

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株式等に対する買付等もしくはこれに類似する行為またはその提案が行われる場合に、買付等を行う者に対し、事前に当該買付等に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様へ当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉を行っていくための手続を定めるものです。

(2) 新株予約権の無償割当ての利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合には、当社は、対抗措置として買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」という）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権の無償割当て（会社法第277条以降に規定される）の方法により割り当てます。

(3) 取締役会の恣意的判断を排するための独立委員会の利用

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断について、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程（その概要については別紙3ご参照）に従い、当社経営陣からの独立性の高い社外取締役、社外監査役、または社外の有識者から構成される独立委員会の判断を経ると共に、株主の皆様へ独立委員会が適切と判断する時点で情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。また、独立委員会は、当社取締役会に対し、本プラン所定の場合には、本新株予約権の無償割当ての実施に関して株主の皆様のご意思を確認するよう勧告することがあります。

なお、本プランへの更新時の独立委員会の委員の氏名及び略歴は、別紙4のとおりです。

(4) 本新株予約権の行使等による買付者等への影響

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は希釈化される可能性があります。

3. 本プランの内容

(1) 本プランに係る手続き

(a) 対象となる買付等

本プランは下記①から③までのいずれかに該当する当社株式等の買付またはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除く。当該買付行為を、以下「買付等」という）がなされる場合を適用対象とします。買付等を行う者または提案する者（以下「買付者等」という）は、予め本プランに定める手続きに従うこととします。

- ① 当社が発行者である株式等¹について、保有者²の株式等保有割合³が20%以上となる買付
- ② 当社が発行者である株式等⁴について、公開買付⁵に係る株式等の株式等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付
- ③ 上記①または②に規定される各行為が行われたか否かに関わらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し、若しくはそれらの者が協働ないし協調して行動する関係⁸を樹立する行為⁹（ただし、当社が発行者である株券等につき、当該特定の株主と当該他の株主の株券等所有割合の合計が20%以上となるような場合に限り。）

¹ 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとする。以下別段の定めがない限り同じ。尚、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含む）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとする。

² 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。以下同じ。

³ 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとする。以下同じ。

⁴ 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとする。

⁵ 金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。以下同じ。

⁶ 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとする。以下同じ。

⁷ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。以下同じ。

⁸ 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し、若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、別紙2に定める基準に従い行うものとします。なお、別紙2に定める基準は、法令の改正や裁判例の動向に基づき、独立委員会の決議によって適宜合理的な範囲内で変更される場合があります。

⁹ 本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき、合理的に行うものとします。なお、当社取締役会および独立委員会は、本文の③所定の要件該当性の判定につき、必要な範囲で当社の株主に対して必要な情報を求めることがあります。

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

買付者等には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」という）及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称する）を当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、上記買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提出するものとします。独立委員会は、これを受けて、本必要情報が株主の皆様のご判断や独立委員会の評価・検討のために不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自らまたは当社取締役会を通じて、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者¹⁰及び特別関係者（ファンドの場合は各組合員その他の構成員を含む））の詳細（具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容等を含む）
- ② 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性等を含む）
- ③ 買付等の価格の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち非支配株主に対して分配されるシナジーの内容を含む）
- ④ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含む）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む）
- ⑤ 買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑥ 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- ⑦ 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- ⑧ その他当社取締役会及び独立委員会が合理的に必要と判断する情報

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

¹⁰ 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含む。以下同じ。

(c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会が追加提出を求めた本必要情報が提出された場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付説明書及び本必要情報等の内容と当社取締役会の事業計画等との比較検討を行うために、当社取締役会に対しても、独立委員会が定める合理的な期間内（ただし、原則として60日以内とする）に買付者等の買付等の内容に対する意見、その根拠資料及び代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報、資料等を速やかに提示するよう要求することができます。

② 独立委員会による検討作業

買付者等及び当社取締役会からの情報・資料等（追加的に要求したのものも含む）の提供が十分になされたらと独立委員会が認めた場合、独立委員会は、適切な検討期間（原則として60日以内とする。ただし、独立委員会は、独立委員会の評価・検討等のために不十分であると合理的に認められる場合のみ、当該期間の延長（延長期間は最長30日とする）をその決議をもって行うことができるものとし、以下「独立委員会検討期間」とする）を設定します。

独立委員会は、独立委員会検討期間内において買付者等及び当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討及び買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集、比較検討を行います。

また、独立委員会は、必要があれば、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために、自らまたは当社取締役会を通じて当該買付者等と協議・交渉を行うものとし、

買付者等は、独立委員会が、独立委員会検討期間内において、自らまたは当社取締役会等を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとし、

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家等）の助言を得ることができるものとし、

(d) 独立委員会の勧告

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告を行うものとし、

① 独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が上記(b)または(c)に規定する手続を遵守しなかった場合、または買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当ての実施に関して、予め株主総会（以下「株主意思確認総会」という）を開催し、株主意思の確認を実施すべき旨の留保を付すことができるものとします。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、次のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までは本新株予約権の無償割当ての中止、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間の初日の前日までは本新株予約権の無償取得を当社取締役会に勧告することができるものとします。

(i) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合、その他買付等が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しない場合

② 独立委員会が本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないと判断した場合、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当ての実施を当社取締役会に勧告することができるものとします。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会から上記勧告を受けた場合には、これを最大限尊重して速やかに、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等（本新株予約権の無償割当て等の中止及び本新株予約権の無償取得を含む）に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

なお、当社取締役会が新株予約権の無償割当ての実施または不実施の決議を行うまで、買付者等は、買付等を行ってはならないものとします。

ただし、下記(f)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従い、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

(f) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主意思の確認を実施すべき旨の留保を付した場合には、株主意思確認総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認するものとします。

(g) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、関係諸法令または金融商品取引所規則等に従い、本プランの各手続きの進捗状況（買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始し

た事実、並びに独立委員会検討期間の延長が行われた事実、その期間及び理由を含む)、独立委員会の勧告等の概要、当社取締役会及び株主総会の決議の概要、その他独立委員会または当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(2) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると認められる場合、上記(1)「本プランに係る手続き」(e)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。

なお、上記(1)「本プランに係る手続き」(d)のとおり、下記の要件に該当し、本新株予約権の無償割当て等を実施することが相当であるかどうかについては、必ず独立委員会の勧告を受けて決議します。

(a) 上記(1)「本プランに係る手続き」(b)及び(c)に定める情報提供及び独立委員会検討期間の確保その他本プランに定める手続きを遵守しない買付等である場合

(b) 下記に掲げる行為等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

① 株式等を買占め、その株式等につき当社に対して高値で買取を要求する行為

② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲のもとに買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

(c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいう）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

(d) 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性、買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者（以下「当社利害関係者」という）の処遇等の方針等を含む）が、当社の本源的価値に鑑み、不十分または不適当な買付等である場合

(e) 買付者等による買付等の後の経営方針または事業計画等の内容が不十分または不適当であること等のため、当社と当社利害関係者との間の信頼関係・取引関係等を破壊する、または当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する重大なおそれのある買付等である場合

(3) 本新株予約権の無償割当ての概要

本新株予約権の無償割当ての概要については、別紙5「新株予約権無償割当ての概要」をご参照ください。

(4) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、当該有効期間を本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを変更または

廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従いその時点で変更または廃止されるものとします。

また、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

尚、当社取締役会は、関係諸法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更等により合理的に必要と認められる軽微な変更に関し、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会及び独立委員会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

4. 本プランの合理性

- (1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足し、かつ、経済産業省の企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」に示された買収への対応方針・対抗措置に関する考え方を踏まえた内容となっており、東京証券取引所が2021年6月11日に改訂した「コーポレートガバナンス・コード」の原則1-5.（いわゆる買収防衛策）及び補充原則1-5①を踏まえております。

- (2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

- (3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、当社株主総会において承認可決されることにより決定されます。また、上記3.(4)に記載したとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。以上の意味において、本プランの消長及び内容は、当社株主総会のご意思に基づくこととなっております。

また、本プランは、本新株予約権の無償割当ての実施に際して独立委員会が予め株主総会を開催し、株主意思の確認を実施すべき旨の留保をした場合には、当社取締役会は、実施の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様意思を確認する仕組みを備えています。

- (4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランには、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置しており、当社取締役会が本プランの発動等に関する取締役会決議をする場合には、独立委員会の勧告を最大限

に尊重するものとしています。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役または社外の有識者から選任される委員3名以上により構成されます。

また、独立委員会の判断概要については必要に応じ株主の皆様へ情報開示をすることとし、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(5) 合理的かつ客観的発動要件の設定

本プランは、上記3. (1)「本プランに係る手続き」(d)及び(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) 第三者専門家の意見の取得

上記3. (1)「本プランに係る手続き」(c)にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家等）の助言を得ることができることにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保された仕組みとなっています。

(7) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3. (4)「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができることから、当社の株式等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年としているため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行うことができず、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

5. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの更新時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

本プランの更新時においては、本新株予約権の無償割当てを行わないため、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

当社取締役会が本新株予約権の無償割当て決議において、別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権2個を上限として取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権が無償で割当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に本新株予約権の行使にかかる手続きを経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。ただし、当社は、下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き」に記載する手続きにより、買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続きをとった場合、買付者等以

外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び所定の行使価額相当の金銭の払込みをすることなく当社株式を受領することとなるため、保有する当社株式の希釈化は生じません。

なお、上記3.(1)「本プランに係る手続き」(d)に記載するとおり、当社は、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までこれを中止したり、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後、本新株予約権の行使期間の初日の前日までは本新株予約権を無償取得する場合があります。これらの場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

(a) 本新株予約権の無償割当ての手続き

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当て期日を公告いたします。割当て期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様は本新株予約権が無償にて割り当てられ、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

(b) 本新株予約権の行使の手続き

当社は、割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、及び株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言、並びに当社株式の割当て対象株主の皆様への口座への振替に必要な情報を含む当社所定の書式によるものとします）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれは、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において定める価額を払込取扱場所に払込むことにより、1個の本新株予約権につき、原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

(c) 本新株予約権の取得の手続き

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日において本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を株主の皆様へ交付することがあります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途ご自身が買付者等でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式をご提出いただくことがあります。

上記の他、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法、株式の交付方法等の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して適時適切に公表または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

大株主の状況

2025年3月31日現在

氏名または名称	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く)の 総数に対する所有株式数の割合 (%)
キング共栄会	1,170	7.32
一般財団法人 山田育英財団	1,152	7.20
株式会社 中央倉庫	1,014	6.34
LNS MANAGEMENT PTE.LTD (常任代理人 立花証券株式会社)	845	5.29
有限会社 ワイ・エンタープライズ	800	5.00
株式会社 三菱UFJ銀行	750	4.69
山田幸雄	741	4.63
株式会社 京都銀行 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	740	4.63
大同生命保険 株式会社 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	600	3.75
立花証券 株式会社	577	3.61
計	8,390	52.46

- (注) 1. 当社は自己株式8,775千株(35.43%)を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 記載株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

共同協調行為等の認定基準

- ※ 認定は、認定の対象者（その親会社、子会社、その他認定の対象者と同一視すべき主体を含む。以下「認定対象者」という。）について、下記の各項目の要素に加え、当社の特定の株主との間での意思の連絡が「ない」ことを窺わせる直接・間接の事実の有無についても勘案したうえで、総合的に判断する。
- ※ 以下「当社の特定の株主」には、当該特定の株主の親会社および子会社（当該特定の株主を含め、「特定株主グループ」という。）、特定株主グループの役員および主要株主を含むものとする。
- (1) 当社株券等を取得している時期が、当社の特定の株主による当社株券等の取得または重要提案行為等の買収に向けた行動が行われている期間と重なり合っているか
 - (2) 取得した当社株券等の数量が相当程度の数量に達しているか
 - (3) 当社株券等の取得を開始した時期が、当該特定の株主による当社株券等の取得の開始、当社に対する経営支配権の取得・重要提案行為等を行うこと等の意向の表明など、当該特定の株主による当社の買収に向けた行動が開始された時期に近接し、または本プランに係る議題を目的事項に含む株主総会の基準日など、当該特定の株主の行動に関連するイベントと近接しているか
 - (4) 市場における当社株券等の取引状況が異常な時期（例えば、平均的な出来高に比して著しく出来高が膨らんでいたり、株価が先行する時期の平均株価に比して著しく急騰したりする時期）において、時期を同じくして当社株券等を取得しているなど、当該特定の株主による当社株券等の取得の時期および態様（例えば、信用買い等を駆使しているかどうか）の特徴との間に共通性がみられるか
 - (5) 当該特定の株主が株券等を取得している（または取得していた）他の上場会社の株券等を取得していたことがあり、かつ、その取得時期や保有期間が当該特定の株主のそれと重なり合っているか
 - (6) 上記(5)の重なり合う期間において、当該他の上場会社（当該特定の株主とともに認定対象者が株主となっていた他の上場会社）に対する株主権（共益権）の行使が当該特定の株主のそれと同調したものであったか。同調したものであった場合にその株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か

- (7) 上記(5)記載の当該他の上場会社において、認定対象者および当該特定の株主（ならびに認定対象者以外のもので当該特定の株主と同調して議決権等の共益権の行使を行った株主がいる場合には当該株主）による議決権等の共益権の行使の結果、取締役その他の役員の選解任が行われた場合において、当該変更後の役員の在任期間中に当該他の上場会社において企業価値または株主価値の毀損のおそれ（例えば、重大な法令違反に該当する事象の発生またはそのおそれのある事象の発生、上場廃止、特別注意銘柄への指定、破産その他の法的倒産手続き、大規模な希釈化を伴う株式または新株予約権の発行）が生じているか。生じていた場合に企業価値または株主価値の毀損のおそれほどの程度か
- (8) 当該特定の株主との間で、直接・間接に出資関係ないし資金の貸借関係等が存在しているまたは存在していたことがあるか
- (9) 当該特定の株主との間で、直接・間接に、役員兼任関係、親族関係（内縁関係など準じる関係を含む。以下同じ）、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係が存在している若しくは存在していたこと、ならびに、一方が他方の従業員、組合員その他構成員である若しくはあったことがあるなどの人的関係が存在するか
- (10) 当社に対する株主権（共益権）の行使が当該特定の株主のそれに同調したものであったか。同調したものであった場合に、行使された株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か（なお、本項目を唯一の根拠として「特定買付者等」と認定してはならないものとする。）
- (11) 当社の事業や経営方針に関する言動等が当該特定の株主のそれと類似しているか。類似している言動等がある場合には、そのような言動等がされた時期、内容に照らして、その類似の程度はどの程度か（なお、本項目を唯一の根拠として「特定買付者等」と認定してはならないものとする。）
- (12) その代理人やアドバイザーが、当該特定の株主のそれと同じ事務所、法人、団体に属している若しくは属していたことがある、業務提携関係にある、同種案件を共同して遂行したことがある、親族関係その他の人的関係があるなど、当該特定の株主との間において意思の連絡が容易となるような直接的・間接的な関係を有しているか
- (13) その他、当該特定の株主との間で意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実はあるか

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
2. 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社経営陣から独立している、(1)当社の社外取締役、(2)当社の社外監査役、または(3)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から当社取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者とし、また、別途当社が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者とする。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。また、社外取締役、社外監査役で独立委員会委員である者が取締役、監査役でなくなった場合には、その者に関し、独立委員会委員の任期も同時に終了する。
4. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役、従業員その他必要と認めるものを出席させ、その意見または説明を求めることができる。
5. 独立委員会は、随時開催できることとし、その決議は委員の全員が出席し、その過半数をもって行う。ただし、委員に事故あるときその他やむをえない事由があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
6. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。独立委員会は、決議の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、自らまたは当社取締役会を通じて、速やかに情報開示を行う。
尚、独立委員会の各委員は、決定等にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - (1) 本プランの対象となる買付等への該当性
 - (2) 本プランに係る新株予約権の無償割当ての実施または不実施（本新株予約権の無償割当ての実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことを含む）
 - (3) 本プランに係る新株予約権の無償割当ての中止または無償取得
 - (4) 本プランの廃止または変更
 - (5) 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報、意見、代替案、資料の決定及びその回答期限
 - (6) 独立委員会の検討期間の設定
 - (7) その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
7. 独立委員会は、6. に定める事項に加え、以下の各号に記載される事項を行う。
 - (1) 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - (2) 買付者等との交渉・協議
 - (3) 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
 - (4) その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - (5) 当社取締役会が、別途独立委員会が行うことができると定めた事項
8. 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家等）の助言を得ることができる。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

独立委員会委員略歴

藤井 卓也氏

- 1945年 7 月生まれ
- 1968年 4 月 日本銀行入行
- 1995年 5 月 同行政策委員会室長
- 1997年 5 月 同行発券局長
- 1998年12月 株式会社日本債券信用銀行頭取
- 2001年 4 月 米国 マーシュ・アンド・マクレナン社アジア代表
- 2004年 4 月 米国 プロモントリー・フィナンシャル・ジャパン代表CEO
- 2012年 6 月 公益財団法人 下中記念財団理事長
- 2018年 1 月 CPグループ 正大光明集团有限公司上級顧問（現任）
- 2021年 6 月 当社社外取締役（現任）

澤田 眞治郎氏

- 1954年 9 月生まれ
- 1977年 4 月 三井物産株式会社入社
- 2004年 6 月 同社アパレル事業部長
- 2013年 4 月 同社執行役員中国総代表
- 2015年 4 月 同社常務執行役員中国総代表
- 2016年 6 月 エームサービス株式会社常勤監査役
- 2018年 6 月 当社社外取締役（現任）

今野 秀洋氏

- 1944年 7 月生まれ
- 1968年 4 月 通商産業省（現 経済産業省）入省
- 1996年 8 月 商務流通審議官
- 1998年 6 月 通商政策局長
- 2001年 1 月 経済産業審議官
- 2003年 2 月 （独）日本貿易保険 理事長
- 2010年 6 月 三菱商事株式会社 取締役
- 2018年 6 月 （一財）貿易・産業協力振興財団 理事長（現任）

※上記3氏と当社との間において、特別な利害関係はございません。

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当て総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」という）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」という）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます）の2倍の数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当て対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において当社の有する当社株式を除きます）1株につき2個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者⁹、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者¹⁰、(4)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者¹¹（これらの者を総称し、以下、「非適格者」という）は、本新株予約権を行使することができないものとします。尚、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間、いつでも当社が適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、本新株予約権割当て決議の定めるところに従い、本新株予約権を全て無償で取得することができるものとします。

(2) 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。

尚、非適格者が所有する本新株予約権を取得する場合、その対価として、非適格者の行使に一定の制約が付されたもの（取締役会が定める行使条件及び取得条項その他の条件が付された新株予約権。第2新株予約権）を交付することができるものとします。

上記に定めるものの他、本新株予約権の取得条件等の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 本新株予約権の行使期間等

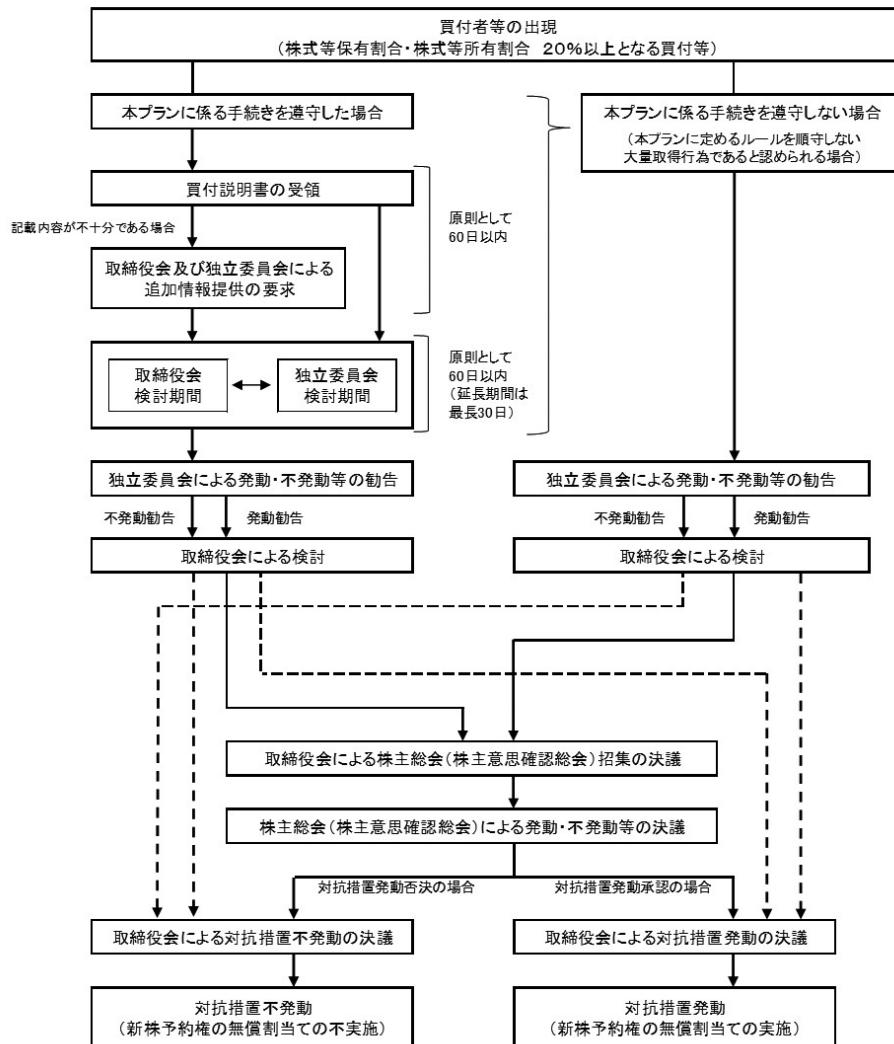
本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

⁹ 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することになると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者、その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

¹⁰ 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定される株券等を意味するものとします。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいいます。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準じるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することになると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者、その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

¹¹ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。尚「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

＜当社株式の大量取得行為に関する対応策のフロー図＞



(注) 上記のスキームは、本プランに係る手続きの流れの概要をわかりやすく説明するために本プランを図式化したものです。本プランの正確な内容は、本文をご参照ください。

以上

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

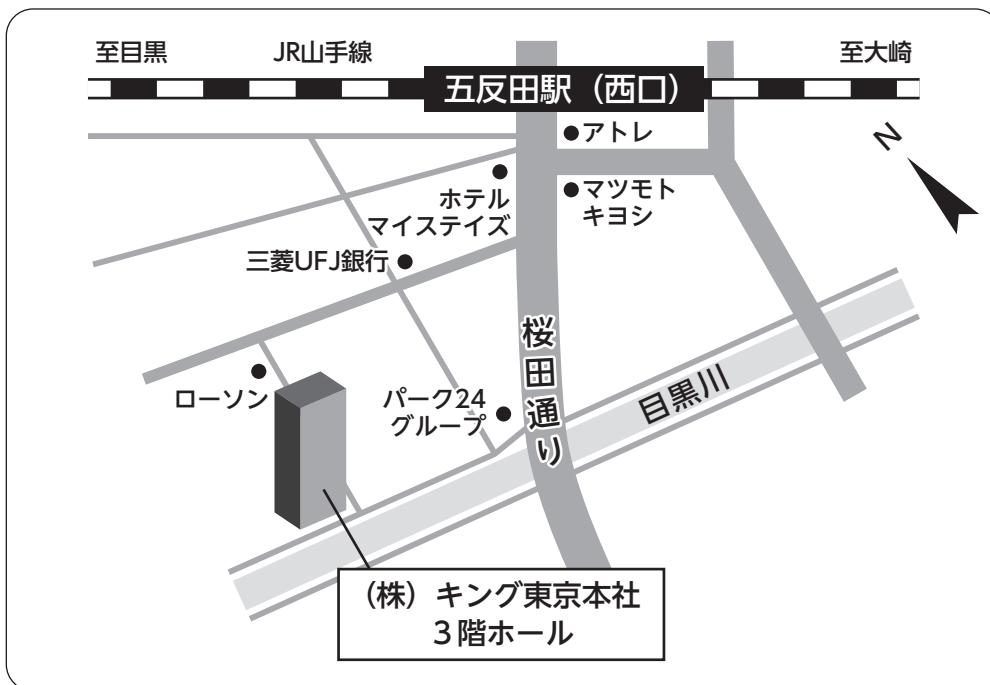
監査報告

株主総会参考書類

株主総会会場ご案内図

会場

東京都品川区西五反田2丁目14番9号
(株) キング東京本社 3階ホール



交通

J R山手線「五反田」駅下車 西口より徒歩約5分
都営浅草線「五反田」駅下車 A2出口より徒歩約3分
東急池上線「五反田」駅下車 徒歩約6分

※駐車場の用意は致しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

※株主総会ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。